

財務省告示第六百五十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年十月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十五年十一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利率
利付国庫債券（十年）（第二百五十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替を機械は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資金による引受け	二千七百九十九億八千五百六十万円	八千九百九十九億八千五百六十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年十月二十日	額面金額百円につき九十九円七角	年一・四パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額

の 払 込 み

に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す る 期  
日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{14}{100} \times \frac{30}{365}}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 十 六 年 三 月 二 十 日 を 支 払 期  
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以 下 、  
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{14}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日  
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る

十 五 償 還 金 限

平 成 二 十 五 年 九 月 二 十 日

十 六 償 還 金 支 額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十 七 払 込 期 日

平 成 十 五 年 十 月 二 十 日

十 八 払 込 期 日